

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 建設業者の登録
身体障害者福祉法による指定医師の取消
建設業者の更新登録
昭和二十九年度において整理する小型機船
底びき網漁業に使用する船舶
- ◇公安規則 幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所
の名称及び受持区域等に関する規則の一部改正
- ◇公告 果有林立木の一般競争入札

告示

鳥取県告示第五百七十六号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定によ
り、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和二十九年十一月二十四日

鳥取県知事職務代理人
鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (は)第三五五号	昭和二十九年 十月五日	東亜建設株式会社	鳥取市東品治町八一ノ二二	森 良雄
第三五六号	十月二十七日	松田組	八頭郡家町大字万代寺一ノ三	松田 乙藏
第三五七号	"	民谷組	鳥取市野坂一八八	民谷 善藏
第三五八号	"	羽合建材企業組合	元大工町四五	中口 正男

鳥取県告示第五百七十七号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号) 第一条第一項の規定により指定を受けた医師から辞退があつたので次のように医師の指定を取消した。

昭和二十九年十一月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

診療科名	氏名	住 所	辞退年月日	取消年月日
外科	山村 政一	岩美郡岩美町 大字浦富 浦富病院内	昭和二十九年七月三十一日	昭和二十九年七月三十一日

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録 (は)第一七六号

昭和二十九年 八月十七日

野間田組

東伯郡安田村大字大幡一、〇七八

野間田敏勝

第一七九号

八月三十一日

徳田組

鳥取市榎原

徳田 義延

第一七二号

八月一日

大佐古組

栗谷町七八

大佐古 実

第一七七号

工管社

田村組

西町三三六

児玉 勢一

第一八二号

田村組

田村組

北本寺町四ノ二

田村 義正

鳥取県告示第五百七十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号) 第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和二十九年十一月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第五百七十九号

小型機船底びき網漁業整理特別措置法(昭和二十七年法律第七十七号) 第六条第一項の規定に基づき、昭和二十九年年度において整理する小型機船底びき網漁業に使用する

一 築碇漁業に転用するもの

船舶を次のように定める。

昭和二十九年十一月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

許可番号	住 所	所有者(又は 経営者)の氏 名又は名称	船 名	漁船登録 番 号	総ト ン数	機関の種 類及び馬 力	進 水 年月日
小型 第三二二号	鳥取県岩美郡岩美町大字田後	船木善太郎	愛徳丸	TT三二四	二、九	電着セ 馬力	昭和四、五、五
〃 第三二四号	〃	松浦 貞美	明治丸	〃	一、六	燒玉五	三、九、九
〃 第三一六号	〃	船木 修一	繁勇丸	〃	三、九	〃	一、八、七、八
〃 第一五四号	〃	網代 浜田 秀雄	第二海幸丸	〃	一、二、三	〃	二、六、九
〃 四四号	〃	鳥取市賀露町	岩尾 長平	〃	一、六	〃	一、八、三、二
〃 一〇三号	〃	気高郡青谷町大字長和瀬	村中 末吉	〃	一、三、三	〃	一、五、三、〇
〃 一〇四号	〃	〃	寺田 勇吉	〃	一、三、二	〃	三、五、八、一〇

第一八九号

八月十二日 樋口工務店

東品治町二三五

樋口 伊吉

第一九五号

八月二十三日 若桜建設株式会社

八頭郡若桜町大字若桜一、一九四ノ四 熊田資治良

一〇五号	村中繁太郎	末吉丸	一三三	三三二	九	三三、一〇
一一一号	岡 常次郎	常彦丸	一、二八六	一〇三	電着五	二五、二、二五
三三三三号	浜中 肇	竜栄丸	一七九	四、二三	焼玉一〇	三三、七、二六

二 他種漁業に転換するもの

所有者(又は
経営者)の氏
名又は名称

船名

漁船登録
番号

総ト
ン数

機関の種
類及び馬
力数

進水
年月日

小型第二八号 鳥取県岩美郡岩美町大字網代 山口 松次 宝松丸 T T 三一八四 一、八五 馬力 昭和一九、八、二〇

二九号	井筒 芳藏	好昌丸	一、二六二	三、五	焼玉一〇	二五、八、二八
三四号	毛利 光男	瑞棲丸	一、二二	一、元	電着六	二五、一、二五
五八号	山根 繁光	正光丸	一三三	五、四〇	焼玉二	二五、六、二
五九号	中村 勝治	秀勝丸	一三六	六、八〇	〇	二六、三、三
一五八号	奥村 虎藏	幸洋丸	一、四九九	三、〇三	〇	二八、八、二五
八七号	岸下 俊雄	大成丸	一八七	四、九	〇	一六、六、二
九四号	岸根 善一	永福丸	一九七	六、九七	〇	二、四、一
九五号	網田 吉藏	第二生洋丸	一九四	五、三	〇	一四、九、一五
九九号	宮根 保雄	光鷹丸	一九五	五、三	〇	一七、五、三
二八七号	中上 三造	海福丸	一三七	二、七	〇	二六、

鳥取市賀露町

気高郡浜村町

二八八号	坂本長次郎	日新丸	一三二	三四三	〇	二五、六、一五
二八九号	谷口鉄次郎	共進丸	一六四八	三、六	〇	三三、三、一〇
一一二二号	宮脇 又藏	若宮丸	一、二八五	三、〇一	〇	三三、五、一
二九八号	遠藤 正祥	正栄丸	一三四七	一、五五	〇	三五、八、一
一六〇号	森本 聰明	栄丸	一四三	二、六二	〇	三三、一、一〇
一九七号	市橋 康弘	康栄丸	一九五	二、五七	〇	二五、八、五
二〇六号	橋本 是	第一幸運丸	一、一八五	二、九四	〇	二七、二、八
三七〇号	浜田 孝義	第一角輪丸	一、五九九	四、五〇	〇	三四、三、五
一八九号	本磯 兼寿	兼幸丸	一六七〇	二、六	〇	二六、六、二五
二一五号	松田善次郎	瑞功丸	一、四三三	三、三	〇	二八、三、三
一六八号	若木 一	若宮丸	一四八五	二、四四	〇	二五、九、一五
二二二号	石原 好正	幸徳丸	一、三三七	三、四六	〇	二七、一〇、一
三五三三号	村川 寿信	昭福丸	一五〇〇	二、七六	〇	一五、一、一五
一八一号	浜崎 隆	福寿丸	一五〇四	二、七八	〇	三三、二、二五
二二〇号	天野 高雄	天神丸	一、三四九	二、八五	〇	二七、四、五
二一四号	中島 元康	新生丸	一、四三三	三、一六	〇	二六、三、四
一六三三号	松田 爲藏	松盈丸	一四七五	二、一	〇	三三、七、一
一六四号	岡田 孝治	開陽丸	一四七七	三、三	〇	一六、一〇、一

青谷町大字長和瀬

夏泊

東伯郡泊村

二〇五号	赤碓町	松本 義治	定長丸	一、二八四	三、九九	一〇	三六、八
二一七号		福本 晋次	幸福丸	一、四三八	二、〇七	八	三八、四、五
二三三号		祇園 則行	祇園丸	一、三六四	一、七	電着五	三七、五、二七
二三七号		橋本 春藏	橋本丸	一、三三三	一、七二	燒玉五	一六、一、一六
二四五号		秋田 政藏	第一秋田丸	一、六三三	一、四三	電着六	三三、四、一四
二四六号		灘吉 昭市	灘吉丸	一、九六六	一、四四	〃	三三、八、一〇
二三六号		磯江 昇平	磯江丸	一、四四一	〇、七七	〃	三〇、五、一一
二三九号		谷口 竹藏	大洋丸	一、四三〇	一、五四	〃	三三、四、一五
三七三三号		油本 堯	真比須丸	T T 二、三二二	六、二五	燒玉〇	三七、三、六
三七六号		古市 万治	共福丸	一、二七六	六、〇五	〃	二四、六、一〇
一三一号		井勝庄太郎	庄福丸	T T 三、五五五	一、〇七	〃	三三、七、五
一四〇号		井勝 晋吉	井勝丸	〃 一、二九六	一、二二	〃	三三、八、
三七一号		八軒 正治	第五大福丸	T T 二、三三三	七、四	〃	三七、五、一三
一四三三号		林原 虎吉	第二大福丸	T T 三、五五九	一、五〇	電着四	一〇、五、一一
三七四号		鎌谷 虎一	三德丸	T T 二、一〇五	五、六六	燒玉二	三三、四、二六
一三〇号		新 芳三	新丸	T T 三、五五五	〇、八三	〃	一四、四、一七
一三二二号		大谷 初三	大谷丸	一、三三〇	一、〇六	〃	一一、〇、一三

公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十一月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勳

鳥取県公安委員会規則第十三号

別表一 幹部派出所の名称、位置、及び担任区域中

鳥取県警察署 中浜巡査部長派出所

西伯郡中浜村大字小篠津 第九号巡査駐在所受持区域内一円

を

鳥取県境港警察署 小篠津町巡査部長派出所

西伯郡境港町小篠津町 第九号巡査駐在所受持区域内一円

に改める。

別表二 巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

二一	駅前巡査派出所	鳥取市東品治町地内 鳥取駅前内	鳥取市のうち 東品治町の一部(駅前十字路基準西部及び棒鼻一部) 行徳及び古市並びに富安の一部(通称棒鼻含鉄道官舎)
二二	〃	〃	東品治町の一部(駅前十字路基準東部但し通称棒鼻一部を除く)

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則(昭和二十九年七月一日鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

取鳥			鳥取県警察署										
二	三	一	四	三	二	一〇	九	八	七	六	五	四	三
〃	〃	駅前巡查派出所	〃	根雨町上町	外江町	渡村巡查駐在所	中浜巡查部長派出所	余子村巡查駐在所	署詰	〃	〃	駅前巡查派出所	〃
〃	〃	鳥取市東品治町地内 鳥取駅構内	〃	根雨町上町	外江町	渡村大字渡	中浜村大字小 篠津	余子村大字竹内	〃	〃	〃	大正町	〃
〃	〃	鳥取市のうち東品治町の一部(通称棒鼻)及び鉄道官舎	〃	根雨町のうち大字三土根雨	外江町	渡村	中浜村	余子村	上道村	〃	〃	中町、相生町、末広町	〃
〃	〃	東品治町の一部(駅前十字路基準北部)	〃	大字板井原、金持、濁谷、円谷、貝原、三谷、舟場、秋縄	〃	〃	〃	〃	〃	蓮池町、浜の町、彌生町、米川町、大正町、馬場崎町	〃	〃	〃

取鳥		鳥取県警察署		鳥取県警察署											
二	一	五	四	三	二	一六	一三	一〇	九	八	七	六	五	四	三
〃	署詰	米田川村 巡查駐在所	角盤町巡查派出所	赤碕町 赤碕巡查駐在所	東伯町 公文	米子市 角盤町三丁目	赤碕町大字赤碕	東伯町大字公文	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	境町中町	中西尾	宇田川村大字	赤碕町大字赤碕	東伯町大字公文	米子市 角盤町三丁目	赤碕町大字赤碕	東伯町大字公文	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	東雲町、東本町、朝日町	〃	宇田川村 淀江町のうち西原	赤碕町のうち大字別所(国道九号線以西を除く)大字赤碕の一部(国道九号線以北にあつては海蔵川以東、同以南にあつては町道松谷西線以東)	東伯町のうち大字公文、大杉、山田、福永、野田、倉坂	米子市のうち角盤町三丁目	赤碕町のうち大字別所(町道松谷西線以西を除く)大字赤碕の一部(国道九号線以北にあつては海蔵川以東、同以南にあつては町道松谷西線以東)	東伯町のうち大字公文、大杉、山田、福永、野田、倉坂	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

見込立木幹材積四、〇二三石
二 入札場所 鳥取県林務課
三 日時

一 物件

1 板井原果有林(第一号)(日野郡根雨町大字板井原地内)

a 個所 第一林班の小班

b 面積 二町二反五畝

c 樹種 すぎ

d 林令 四十九年生

e 数量 二、二六五本

見込立木幹材積三、三七一石

2 西郷村果有林(第二号)(八頭郡西郷村大字北地内)

a 個所 第一林班の小班

b 面積 二町五反一畝

c 樹種 すぎ

d 林令 四十八年生

e 数量 三、四二〇本

(1) 集合 昭和二十九年十一月三十日午後一時まで

(2) 入札 " 十一月三十日午後一時三〇分から

(3) 開札 " 十一月三十日入札直後

(4) 郵便入札締切 昭和二十九年十一月二十九日午後

四時まで当庁に到着のものを有効とし、個所別に別

封郵送すること。但し表面に入札書と朱書き宛名は

つぎのとおりとする。

(鳥取市東町鳥取県農林部林務課)

(5) 入札開札は第一号物件を終つて十分後に第二号物

件につき実施する。

四 入札保証金 入札金額の百分の五以上

五 その他

1 代理人において入札する場合は委任状持参のこと

2 印鑑筆記具持参のこと

3 下見希望者は板井原果有林は看守日野郡根雨町大

字板井原池田克己に、西郷果有林は看守八頭郡西郷村大字北中塚寿治についてするとともに不明の点は農林部林務課宛問ひ合わせられたり

4 この外入札執行上の細部については入札前説明する

5 契約条件については入札前にその概要を説明する

